

トピックス

在宅者向け福祉サービスをご利用ください

**高齢者等
寝具洗濯サービス事業**

日常生活に欠かせない寝具の洗濯サービスを行います。



【対象者】

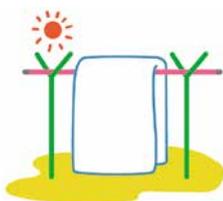
市内在住で、令和2年度所得税の非課税世帯の人のうち、次のいずれかに該当する人

- 寝具の衛生管理が困難なおおむね65歳以上の一人暮らしの人
- 心身の障がいや傷病などにより寝たきりになっている65歳以上のみの人で構成された世帯、またはこれに準ずる世帯の人
- 重度の身体障がいのため寝たきりの人で家族の支援が受けられない人

【利用限度】

掛布団、敷布団、毛布(各1枚)の洗濯、乾燥、消毒で1年に2回以内

※9月と3月に実施予定
※申込方法などはお問い合わせください。



軽度生活援助事業

外出の援助(散歩の付き添い)、食料の購入、生活経路の草刈りなど軽易な日常生活上の援助を行います。



【対象者】

市内在住で、次のいずれかに該当し軽度な援助が必要と認められる人

- 65歳以上の一人暮らしの人
- 65歳以上のみの人で構成された世帯、またはこれに準ずる世帯の人

【利用限度】

月4回まで
※生活経路の草刈りは年2回まで。

【料金】

1時間300円
※生活保護世帯は無料

【申込方法】

来庁



【申込先・問い合わせ】

○介護高齢福祉課 ☎22・9634 FAX26・39550
 □kaigo@city.iga.lg.jp
 ○障がい福祉課 ☎22・9657 FAX22・96622
 ○各支所住民福祉課

トピックス

いがオレンジカフェ

認知症の人やご家族、認知症に関心のある人、地域の人など、どなたでも参加していただけるカフェです。「認知症について知りたい」「相談したい」「仲間を作りたい」という皆さん、ぜひお越しください。一緒にゆったりとした時間を過ごしませんか。



【とき】 5月11日(火) 午前10時～正午
 ※午前10時30分から約20分間、健康体操や脳トレなどのミニイベントを行います。

【ところ】 ハイトピア伊賀
 4階健康ステーション



「いがオレンジカフェ」って
 どんなんところ?
 ○認知症に関する情報や、正しい知識を学べます。
 ○認知症の相談が気軽にできる保健師や認知症の人と家族の会の会員がいるので、不安や悩みを気軽に相談できます。
 ○レクリエーションを通して、誰もが楽しみ、交流できる



【問い合わせ】 地域包括支援センター
 ☎26・1521 FAX24・7511
 □houkatsu-shien@city.iga.lg.jp

トピックス

ファミリー・サポート・センター 提供会員養成講座

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）と、子育ての手伝いができる人（提供会員）で構成する会員組織です。地域の中で助け合いながら子育てをする有償のボランティア活動です。

◆提供会員養成講座

【と き】

- 2日間コース
活動内容：送迎・預かり援助
6月28日（月）・7月10日（土）
- 4日間コース
活動内容：送迎・預かり援助
緊急援助・病児援助
6月28日（月）・7月4日（日）
7月5日（月）・7月10日（土）

【内 容】

- 6月28日（月）
午前9時～午後5時
「子育ての制度と現状」
「障がいのある子の預かりについて」
- 7月4日（日）
午前9時30分～午後3時30分
「心の発達と保育者のかかわり」
「子どもの遊び」

【と き】

- 7月5日（月）
午前9時30分～午後4時
「保育の心」「子どもの栄養と食生活」
7月10日（土）
午前9時30分～午後5時
「小児看護の基礎知識」
「身体の発育と病气」
「活動を円滑に進めるために」

【と き】

- 2日間コース
ハイトピア伊賀 4階・5階

【対 象 者】

市内在住・在勤の20歳以上の人

【料 金】 2,000円（テキスト代）
※両コース同じテキストです。

【定 員】

20人程度

【申込方法】 住所・氏名・生年月日・電話番号・コース名を、電話・メールのいずれかで左記まで。

【申込期限】 6月18日（金）

※提供会員として登録できるのは、講座を受講し認定された人のみです。
※託児を希望する場合は、申し込み時にご相談ください。
※保育士・看護師・栄養士などの免許を持っている場合は、講習の一部が免除されます。詳しくはお問い合わせください。

【申込先・問い合わせ】

伊賀市ファミリー・サポート・センター
月～金曜日・第3土曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く
TEL 26・7830 FAX 22・966666 igafsc@ictne.jp

トピックス

児童扶養手当・特別児童扶養手当

◆児童扶養手当

【対 象 者】

- 次のいずれかに当てはまり、18歳の誕生日から最初の3月31日をむかえていない子を扶養している父か母、またはその子を養育している人
- 父か母が離婚した子
- 父か母が死亡した子
- 父か母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある子
- 父か母の生死が明らかでない子
- 父か母から引き続き1年以上遺棄されている子
- 父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた子
- 父か母が引き続き1年以上拘禁されている子
- 母が婚姻せずに生まれた子
- 父母とも不明である子
- 子の身体または精神に中程度以上の障がいがある場合は、手続きにより20歳未満まで受給できます。
- ※令和3年3月分から児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。詳しくはお問い合わせください。

◆特別児童扶養手当

【対 象 者】

- 身体や精神に障がいのある20歳未満の子を養育している父か母、または父母にかわって子を養育している人
- 〈特別児童扶養手当1級〉
○身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級程度（内部的疾患を含む）に該当するとき
- 療育手帳の判定が最重度、重度程度の知的障がい・精神障がいであるとき
- 〈特別児童扶養手当2級〉
○身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度（内部的疾患を含む）に該当するとき
- 療育手帳の判定が中程度程度の知的障がい・精神障がいであるとき
- ※手当を受ける人、または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えると手当が支給停止となります。
- ※児童扶養手当・特別児童扶養手当とも受給するには申請が必要です。

【問い合わせ】

「子ども未来課」
TEL 22・9677 FAX 22・9646 kodomomo@city.igalg.jp